

デジタル・プラットフォーマーを巡る取引環境整備に関する検討会
データの移転・開放等の在り方に関するワーキング・グループ（第3回）
議事概要

- 1 日時 平成31年4月19日（金） 10:00～12:00
- 2 場所 総務省8階第4特別会議室
- 3 出席者
委員：岡田委員（主査）、生貝委員、依田委員、落合委員、早川委員、
林委員
事務局：経済産業省 商務情報政策局 松田情報経済課長
公正取引委員会 経済取引局 藤井総務課長
総務省 情報流通行政局 今川情報通信政策課長、井上企画官
山田課長補佐
ワザバ：個人情報保護委員会 佐脇参事官
消費者庁 内藤消費者政策課長代理 原田政策企画専門官
内閣官房 日本経済再生総合事務局 佐野参事官
内閣官房 情報通信技術（IT）総合戦略室 吉田参事官

4 議事次第

- 事務局 説明 「データの移転・開放等の在り方に関するオプション(案)」

5 議事

事務局から、「データの移転・開放等の在り方に関するオプション(案)」について説明を行った後、意見交換を行った。主な意見の概要は以下のとおり。

- データエコノミーの中ではデータを囲い込まず社会で適切に流通するデータの総量が多い方が社会厚生、経済厚生の観点から望ましいであろう。データの自由な流通のためには、国家によるデータローカライゼーションだけではなく、必要以上に抱え込んでしまっているプライベートプレイヤーにも注目する必要があるのではないか。
- データ開放が進んでいくと潜在的には価格競争、サービス競争が進む可能性がある。そこをつなぐ競争促進政策としてプロバイダーとエンドユーザの間のポータビリティを促進することが考えられるのではないか。
- 社会的規制については、情報漏洩リスクが高まらないような措置を合わせて検討しておく必要があるのではないか。
- 今回の議論はプラットフォーマーを主眼として議論しているが、未来投資会議の中では「各分野も」と言われているので、これを契機にして各分野についても、議論をすることが重要ではないか。
- 安全や安心を確保していくためには、利用者の普及啓発に加えて、情報銀行等に預かってもらうことを推奨することも考えられるのではないか。
- 相互運用性の確保や標準化は重要であるが、その実現が難しいのではないかと。

- 移転・開放に関する取扱条件の明確化だけではなく、表示の適正性の確保も重要ではないか。
- 対象となるプラットフォームを特定するにあたり、シェアの指標を利用する場合、売上高や利用者数、保有する情報等を総合的に考慮する必要があるのではないか。
- 共同規制も標準化と同じように、多くの場合、最初からこれでやるしかないことは分かっているが、これをどうやってやるかが難しいのではないか。少なくとも、根拠法なしに共同規制はありえない。
- 自主規制といった場合、業界主導でガイドラインが作られたりすると消費者とかユーザが置き去りになる可能性がある。ステークホルダーを業界団体だけではなくて、消費者や消費者を代表する団体も含めて考えるというのがいい。

(速報のため事後修正の可能性あり。)